

## けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託に関する 公募型プロポーザル募集要項

### 1 目的

本委託は、「府中市インフラマネジメント計画(平成25年1月)」に基づき、インフラ管理における包括的民間委託を試行的に行うもの(以下「パイロットプロジェクト」という)である。本事業は、市道等を市民が継続して安全に利用できることを前提とし、民間事業者の効率的運営や創意工夫によるコスト効率やサービスの向上を目的とする。

具体的には、けやき並木通りのほか、一般国道20号、一般都道府中調布線(第229号)、主要地方道所沢府中線(第17号)、新宿仲通りに囲まれる区域において、市が管理する道路等の施設を対象とした維持管理や補修等の一部を包括的に事業者へ委託し、事業者による経済原理に基づく経営手法を活かすことを期待するものである。また、対象地域における市の中心市街地としてのにぎわいの創出や、「馬場大門のケヤキ並木(国指定天然記念物)」の景観、参道としての環境維持に貢献することを期待するものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務件名

けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託(以下「本業務」という。)

#### (2) 委託業務の内容

別紙「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託 要求水準書」に示すとおりとする。

#### (3) 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### (4) 委託料上限額

41,826,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※現時点では、平成26年度の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約することとする。

※本事業における契約は、平成26年4月1日付の契約を見込んでいる。

※(参考)平成24年度の実績(本業務の対象範囲相当の委託費、人件費及び諸経費の合計)は41,826千円(消費税除く)程度と試算している。

### 3 事業方式

本事業は、市が管理する道路等の施設を対象とし、行政行為に係る業務は引続き市が担い、その他の維持管理や補修等に係る業務の一部を一括して受託

事業者へ委託する「包括的委託」とする。

なお、受託事業者には、業務遂行上の品質の確認や経費の調査等についての協力を求める。

#### 4 危機管理事象が発生した際の協力体制

市が「地域防災計画」で想定する危機管理事象が発生した場合には、受託事業者は市の指揮命令系統下におかれるものとする。

また、関連団体より市への協力要請がある場合は、受託事業者はできる限り市対策本部からの指示を受けて、要請に応じるものとする。

なお、当該費用は原則として市が負担するものとする。

#### 5 参加資格

- (1) 構成企業または団体（主契約企業または主契約団体を含む）は、東京都内に本店または支店を有すること。
- (2) 構成企業または団体は、2団体から6団体までとし、府中市内に本店を有する企業または団体を1社（団体）以上含むこと。
- (3) 府中市契約事務規則第34条に規定する指名競争入札参加資格を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 参加申込み受理期間中に、府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (6) 構成企業の出資比率の最小限度について、次の基準を満たしていること。  
なお、主契約企業の出資比率は、構成企業中最大とする。  
ア 構成企業が2社の場合 30%以上  
イ 構成企業が3社の場合 20%以上  
ウ 構成企業が4社以上の場合 10%以上
- (7) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

#### 6 参加手続

参加手続は、主契約企業が行うこととする。

##### (1) 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

参加申込書及び添付書類の提出により、参加資格及び表1の評価に基づく審査をし、参加者の選定を行う。その後、選定された参加者は別途企画提案書、見積書、及び会社概要を提出し、書類審査及びプレゼンテーションを実施する。その結果、1事業者を受注候補者として選定する。選定された事業

者の提出書類は、府中市情報公開条例により、公開の対象となる。選定されなかった事業者の提出書類は、事業者名をはじめ、全て非公開とする。また、審査及び選考内容は公表しない。

(2) 提出書類

参加を希望する事業者は、次の書類を提出期限までに提出しなくてはならない。

ア 参加申込書及び添付書類

(1) 公募型プロポーザル方式への参加申込書（別紙様式第3-1号）

(i) 添付書類

主に次の基準に基づき審査を行い、参加者を選定するため、参加申込書とあわせて、以下の項目を記載した添付書類を提出する（様式は任意）。

- a 応募の動機
- b 構成企業または団体における、構成の証明
- c 構成企業または団体の構成及び出資比率
- d 構成企業または団体の会社経営規模の妥当性（資本金、売上高）
- e 構成企業または団体の業務の有効性（技術者、有資格者）
- f 構成企業または団体の履行保証力（自己資本比率等）
- g 構成企業または団体の瑕疵担保力（損害賠償保険の加入等）
- h 構成企業または団体の当該業務の知識・運営能力（他自治体等における類似業務の実績）
- i 構成企業または団体の倫理観（ISO14001の取得状況等社会的貢献度）
- j 建設業の場合は「経営事項審査」結果
- k その他の業種の場合は「経営事項審査」に準じる企業の健全性を示す資料

イ 企画提案書、見積書及び会社概要

アの書類一式を基に、市が参加資格を審査し参加者選定を行った後、選定された参加者は次に示す資料を提出する。

(1) 企画提案書（様式は任意）

企画提案書には以下の内容を含め作成すること。

- a 本業務に対する考え方
  - 地方自治体における官民連携のあり方
  - 具体的な管理方法と適切な体制
  - 官民連携施策への協力姿勢
- b 業務遂行にあたっての総合的な視点、企画、提案等

- c 業務の実施方法、工程
- d 本業務に係る実施体制
- e 特定テーマに関する事項

特定テーマは以下の3点とする。

- ①けやき並木通り等の道路空間を活用した、中心市街地としての活性化について
- ②区域内の市道を対象としたボランティアサポートについて
- ③経費削減に関する創意工夫

(i) 見積書

見積書には本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書も添付する。なお、見積書は委託料上限額の範囲内で提案すること。

(ii) 会社概要（構成企業を含む）

(3) プレゼンテーションにおける留意事項

参加資格審査の選定を受けた企業または団体は、提出した企画提案書を基に、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションを実施する場合の日程や方法等については、別途選定された参加者に通知する。

7 提案者を選定するための評価基準

審査は、参加申込書の添付書類に記載されている内容を踏まえ、評価項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

評価項目、評価のポイント、ならびに配点は次のとおりとする。

なお、参加表明者（企業）の経験及び能力については構成員全ての者について評価し、その平均点を評価点とする。また、事故及び不誠実な行為については、構成員全ての者のうち最も減点が大きくなる者の評価点を提案者の評価点とする。

表1 提案者を選定するための評価基準表

評価項目	評価のポイント	配点
経営規模 (配点 5)	企業または団体の規模等が、今回の業務を行うにあたって適当か	5
業務遂行力 (配点 5)	業務遂行体制は十分か	5

地域貢献度 (配点10)	①多摩地区に本店または支店がある ②東京都内に本店または支店がある	①10 ②5
当該業務の知識・運営能力 (配点10)	今回の業務に生かせる類似業務の実績があるか	10
履行保証力	履行補償面の懸念はないか	数値化しない
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	数値化しない
合計		30

#### 8 受注候補者を選定するための評価基準

審査は、参加申込書の添付書類に記載されている項目に加え、次に示す観点から評価項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

- (1) 本業務に関する知識及び理解度
- (2) 本業務の実施方法、工程等
- (3) 業務遂行にあたっての総合的な視点、企画力、提案力等
- (4) 本業務に係る実施体制及び支援体制
- (5) 見積金額の妥当性

評価項目、評価のポイント、ならびに配点は以下のとおりとする。

表2 受注候補者を選定するための評価基準表

評価項目	評価のポイント	配点
業務実施体制 (配点10)	配置スタッフは十分か	10
業務担当者の経歴と実績 (配点10)	担当者の今回の業務に関する経験は十分か	10
府中市や地方公共団体の 動向把握について (配点10)	地方公共団体の行政運営に関する施策の特徴を把握しているか。	5
	府中市の人口動態、財政状況、経済情勢等の把握は十分か	5

包括的委託について (配点30)	インフラマネジメント計画の理解は十分か	5
	包括的委託に対する市の要求主旨を把握しているか	10
	継続的運営の体制を維持できるか	10
	追加的な市の要望に対応する用意があるか	5
見積金額について (配点15)	見積内訳の金額と業務内容が適当か	15
提案内容の的確性 (配点25)	企画力、独創性があり、実現性があるか	10
	業務の実施手順、手法は妥当か	10
	資料説明が平易で、論理的かつ説得力があるか	5
内部情報伝達 (配点10)	リスク管理等、内部の意思疎通、連絡体制は妥当か	10
合計		110

## 9 選定結果

選定の結果については、提案者全員に通知し、非選定の者及び提案書不採用の者に対し、非選定または不採用の理由を書面により通知する。

なお、非選定または提案書不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、非選定または不採用についての説明を求めることができる。

非選定または不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

## 10 契約内容等協議

選定された受注候補者は、契約内容等について協議を行う。

## 11 事業契約に関する事項

### (i) 基本的事項

市は、選定事業者と協議を行い、事業者と事業契約を締結する。  
なお、選定事業者決定後から事業契約の締結までの間、出資者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、市は受託事業者と事業契約を締結しない場合がある。

(2) 委託費の支払い

市からの委託料の支払方法は、別途協議とする。

(3) 業務水準を満足しない場合の措置

市は、受託事業者の実施する業務の水準が、契約書に定める水準を満たすことができないと判断した場合には、業務内容の速やかな改善を指示する。その場合、受託事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

(4) 契約事項の見直し

本業務は、パイロットプロジェクトとして実施するものであるため、契約期間内に契約事項を見直すことができるものとする。

なお、見直し回数は年1回とし、時期は2月を予定する。

(5) その他

ア 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約及び事業契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と受託事業者は誠意をもって協議する。なお、事業契約及び事業契約に附帯する事業計画に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

イ 本事業の継続が困難となった場合の措置

(7) 受託事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は受託事業者に対して修復を指示し、一定期間内に修復策の提出及び実施を求める。その際に受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約を解除することができるものとする。

なお、本措置の詳細は、契約書に定める。

(i) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書の定めに基づき対応を協議する。

## 12 募集要項等の配布

(1) 募集要項及び参加申込書の配布方法

ア 市ホームページよりダウンロード

イ 都市整備部管理課（〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市東庁舎7階）での直接配布

- (2) 配布期間  
平成25年7月24日（水）から9月13日（金）まで  
ただし、直接配布は平日の8時30分から17時までとする。

### 13 質問の受付及び回答

- (1) 提出期間  
平成25年7月24日（水）から8月16日（金）まで
- (2) 提出方法  
任意の様式で、都市整備部管理課（tosikanri01@city.fuchu.tokyo.jp）  
へ電子メールで提出すること。  
なお、電子メール以外での質問については回答できない。
- (3) 回答方法  
質問書の回答を集約し、平成25年8月30日までに市ホームページで  
公開する。

### 14 参加申込書及び添付書類の提出（6 ②アに示すもの）

- (1) 提出期間  
平成25年7月24日（水）から9月13日（金）まで
- (2) 提出部数  
参加申込書 1部（正本）  
添付書類 22部（正本1部、副本21部）
- (3) 提出方法  
都市整備部管理課（〒183-8703 府中市宮西町2-24東庁舎  
7階）へ持参  
ただし、受付時間は平日の8時30分から17時までとする。

### 15 企画提案書、見積書及び会社概要の提出（6 ②イに示すもの）

- (1) 提出期間  
平成25年11月6日（水）から12月9日（月）まで
- (2) 提出部数  
22部（正本1部、副本21部）
- (3) 提出方法  
都市整備部管理課（〒183-8703 府中市宮西町2-24東庁舎  
7階）へ持参  
ただし、受付時間は平日8時30分から17時までとする。

16 受注候補者決定

平成26年1月下旬(予定)

17 その他

- (1) 提出期限までに書類が提出されなかった場合には、いかなる場合であっても参加できない。
- (2) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (4) 本提案に係る提出物については返却しない。
- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 本提案に係る書類に虚偽の記載をした場合には、同書類を無効とし、指名停止を行うことがある。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容の契約を保証するものではない。  
また同様に、来年度以降の業務についての契約を保証するものでもない。
- (9) 現時点では、平成26年度の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約することとする。

18 問い合わせ先

府中市都市整備部管理課 (担当) 浅野、吉岡

〒183-8703 府中市宮西町2-24 (府中市東庁舎7階)

電話 042-335-4430 (直通)

FAX 042-335-0499

E-mail [tosikanri01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:tosikanri01@city.fuchu.tokyo.jp)

## 公募型プロポーザル方式への参加申込書

府中市長  
高野 律雄 様

住所  
会社名  
代表者  
印

プロポーザル方式による提案書の募集について、関係書類を添えて参加することを希望します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び府中市業者指名停止措置期間中でないこと並びに本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

- 1 対象業務件名
- 2 府中市における競争入札参加資格  
あり・なし
- 3 その他(参加を表明するにあたり、特筆すべきことがあれば記入)

【連絡先】担当者所属・氏名・電話番号